

別表第1 用語の定義（第3条関係）

- 1 「高濃縮ウラン」(略号として「HEU」を用いる。以下本条において括弧内は同義)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。
- 2 「低濃縮ウラン」(LEU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、0.711%を超え、20%未満になるよう濃縮されたウランをいう。
- 3 「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。なお、天然ウランどうしの混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等であっても、天然ウランとはしない。
- 4 「劣化ウラン」(DU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、0.711%以下のウランをいう。
- 5 「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 をいう。
- 6 「供給当事国」とは、法第2条第10項に基づき、文部科学大臣が告示する国際規制物資に関連する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和52年条約第13号)を除く。)の締約相手国(国際機関を含むものとして、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の国際約束の締約相手国又は国際機関)(同一の国際規制物資が二以上の国際約束に関連する場合の二以上の締約相手国の組合せを含む。)をいう。
- 7 「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、RI実験室内であって、国際約束に基づく保障措置の円滑な適用のため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる区域をいう。
- 8 「主要測定点」(KMP)とは、MBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行う事ができる箇所をいう。
- 9 「区分変更」とは、ウランの濃縮度が、濃縮、混合及び核的損耗等により、HEUからLEU又はDUに、LEUからHEU又はDUに、DUからHEU又はLEUに、NUからHEU又はLEU又はDUに、その区分が変わることをいう。
- 10 「在庫差」(MUF)とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量との差をいう。
- 11 「実効キログラム値」(EKG)とは、核燃料物質に保障措置を適用するにあたって用いる特別の単位をいう。実効キログラムにより表示された量を得るには次に掲げる  
ところにより算定した数値をいう。  
イ プルトニウムにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値。  
ロ 濃縮度(ウラン 233 の量とウラン 235 の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。)が百分の一以上であるウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値。  
ハ 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあっては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値。

- ニ 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数量。
- ホ イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値。
- 12 「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。
- 13 「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであつて、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。
- 14 「日米協定」とは、次の新旧の区分による政府間協定の総称をいう。  
新 1987年11月4日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。  
旧 1968年2月26日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。(その改訂を含む。)
- 15 「年間移転量」とは、施設が公称能力で稼動する場合にその施設から1年間に移転される核燃料物質の量をいう。
- 16 「非破壊測定」(NDA)とは、保障措置上、対象物質中の核物質質量、組成等の測定計量に用いる測定方法の一種。

別表第2 バッチ区分方法及びソースデータ

KMP	KMPの記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法
		バッチの定義	単位体の記述		
1	受入れ	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定符号 払出側のデータに基づく (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形狀	目視確認及び員数勘定等
	保管廃棄再生	同一仕様の保管廃棄又は再生を行った核燃料物質	不定	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定
	事故増加	同一仕様の核燃料物質	不定	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定
2	払出し	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定符号 (2) 化合物重量 (3) 元素重量 (4) 特定核分裂性物質重量 (5) 化学的形狀	目視確認及び員数勘定等
	廃棄	同一仕様の廃棄を行った核燃料物質	不定	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定
	事故損失	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 化合物重量 (2) 元素重量 (3) 特定核分裂性物質重量 (4) 化学的形狀	目視確認及び必要に応じて重量測定

A	在庫保管	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1)同定符号 (2)化合物重量 (3)元素重量 (4)特定核分裂性物質重量 (5)化学的形状	目視確認及び員数勘定等
---	------	------------	-----	---	-------------

別表第3 バッチの物理的、化学的形状等の略号

第1種キーワード：物理的形状

キーワード	説明	コード
燃料体	完成した燃料体，即ち，原子炉に使用する集合体，バンドル。	B
燃料要素	燃料体の要素，即ち，ピン，プレート。	D
粉末	粉末（非セラミック）。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F
粉末，セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した，高熱処理酸化物又は炭化物。	G
形成物，グリーン	焼結処理に先立って，セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	H
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆，例えば，SiC被覆を施したセラミック粒子。	K
固体，その他	上記に指定したもの以外の固体物質 <sup>(1)</sup> 例えば，インゴット，ビレット，押し出し成形物，小片。ただし混合物でないもの <sup>(2)</sup> 。	O
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N
残渣／スクラップ	生産の過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂物質から成る放射線源。	QS <sup>(3)</sup>

廃棄物，固体	処分するつもり の固体廃棄物。	T
廃棄物，液体	処理するつもり の液体廃棄物。	U
小試料，小試片	1 個のバッチにまとめられた解析用試料又は試片 <sup>(4)</sup> 。	V

(注) (1) UF 6 (六価) は、この区分に含めなければならない。

(2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R，T 又は V の区分に含めなければならない。

(3) 第 2 種キーワードは使用しない。

(4) 1 個のバッチとして保存される小試料は、化学的形態や品質にかかわらず VOAE 又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために 1 個のバッチとして保存されるものは、VOAB とコード化する。

第2種キーワード : 化学的性状

キーワード	説明	コード
単体	合金でない金属	D
フッ化物	フッ化物 (ヘクス以外のもの)	E
ヘクス	六フッ化物	G
硝酸塩		J
A D U	重ウラン酸アンモニウム	K
二酸化物		Q
三酸化物		T
酸化物 (3 / 8)	$M_3O_8$ 化学式を持つ酸化物	U
他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 <sup>(1)</sup>	R
酸化物, 毒物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V
炭化物		W
酸化物 / 黒鉛	酸化物と黒鉛の混合物, 例えばHTR燃料	X
炭化物 / 黒鉛	炭化物と黒鉛の混合物, 例えばHTR燃料	Y
窒化物		Z
有機物		1
他の化合物	他の化合物, 塩類及びその混合物	2
アルミニウム合金	アルミニウムとケイ素を含むアルミニウム合金	3
ケイ素合金	ケイ素合金, ケイ化物	4
ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5
モリブデン及びチタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6
他の合金		7

雑品目	1つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学形態の物質（解析用試料と試片）	O
-----	---------------------------------------	---

(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。

第3種キーワード： 封じ込め

キーワード	説明	コード	
容器なし	容器に入っていない物資。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） <sup>(1)</sup>	1	
単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素で出荷又は貯蔵用容器に入っているもの	2	
フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）	3	
炉内	原子炉，炉心（燃料体のみ）	4	
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセスタンク（目盛付）	5	
目盛なしベッセル	同上（目盛なし），パイプ	6	
トレイ	オープン，トレイ，ラック，スキップ	7	
鳥かご	特製の，臨界に関し安全な容器	8	
“コンテナ” 容器範囲	容積によって分類される貯蔵用容器 <sup>(2)</sup>		
	試料びん及び他の小さな容器 ル	<0.5リットル	A
	ビン，ファイバーパック，缶 ル	0.5～1リットル	E
	ビン，ファイバーパック，缶 ル	>1～5リットル	G
	ビン，ファイバーパック，UF6シリンダ ル	>5～10リットル	H
	ファイバーパック，缶 ル	>10～15リットル	J
	ファイバーパック，ドラム缶 ル	>15～20リットル	K

	ドラム缶 ル	>20～50 リット	L
	ドラム缶 ル	>50～100 リット	M
	ドラム缶, 樽 ル	>100～200 リット	N
	ドラム缶, 樽 ル	>200～500 リット	Q
	UF 6 シリンダ ル	2 t >500～1000 リット	R
	UF 6 シリンダ ル	10t, 14t >1000～5000 リット	U
	より大きな容器, 例えばタンク車 ル	>5000 リット	V
その他の容器			O

(注) (1) 冷却池にある容器なしの被照射燃料はこの区分とみなす。

(2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。

第4種キーワード : 照射状況/品質

キーワード	説明	コード <sup>(1)</sup>	
		非照射	被照射
燃料のみ—照射状況			
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F	
被照射燃料	照射を受けた燃料。再処理前のもの		G
その他の物質—品質/照射状況 <sup>(2)</sup>			
製品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能である製品 (完成した燃料体以外のもの)	A	H
純粋, 安定	物理的, 化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って製造した均質の物質 (例えば, 生成物, 中間生成物, 一部の供給物質)	B	J



純 粹	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 <sup>(3)</sup> （例えば、一部の間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質）	C	K
非 均 質	純度仕様には合致しないが全般的に類似の組成をもつ非均質物質（例えば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質）	D	L
各種組成の物	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び／又は混合組成の非均質物質（例えば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物）	E	M

(注) (1) 照射状況に従って1つの文字のみを選ぶ。

(2) ここでいう被照射物質とは、原子炉内の照射で生じた核分裂生成物がまだ分離されていない物質をいう。

(3) 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。

別表第4 報告等を行う事項及び時期

報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠				
1. 核燃料物質 在庫変動・受 払間差異・リ バッチング 報告書(ICR)	在庫変動が生じた日及び リバッチングを行った日 の属する月の末日から 15 日以内	在庫変動（受入れ 及び払出しの量 等）及びリバッチ ング等について M B A ごとに報 告	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 4 項				
2. 核燃料物質 在庫変動等 供給当事国 別 明 細 報告書(OCR1)	I C R に対する報告の場合、当該月の末日から 30 日以内	I C R のエント リー対応でバッ チごとに供給当 事国ごとの数量 等について報告	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 5 項				
3. 核燃料物質 実在庫量明 細 報 告 書 (PIL)	実在庫量の確認を終了し た日から 15 日以内	K M P 別の実在 在庫量等について M B A ごとに報 告	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 11 項				
4. 核燃料物質 収支報告書 (MBR)	実在庫量の確認を終了し た日から 15 日以内	前回の実在庫量 の確認から今回 の実在庫量の確 認までの期間の 間の核燃料物質 の収支について M B A ごとに報 告	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 11 項				
5. 核燃料物質 実在庫量供 給当事国別 明細報告書 (OCR3)	実在庫量の確認を終了し た日から 30 日以内	P I L のエント リー対応でバッ チごとに供給当 事国ごとの数量 等について報告	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 12 項				
6. 核燃料物質 受払計画等 報告書	それぞれの当該期間の開 始前まで <table border="1" data-bbox="528 1720 842 1872"> <tr> <td>上期</td> <td>下期</td> </tr> <tr> <td>11月30 日</td> <td>5月31日</td> </tr> </table>	上期	下期	11月30 日	5月31日	受払いに関する 計画及び実在庫 量の確認に実施 に関する計画を 毎年 1 月 1 日か ら 6 月 30 日まで の期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日	法第 67 条第 1 項 国規則第 7 条第 14 項
上期	下期						
11月30 日	5月31日						

		までの期間について報告	
7. 核燃料物質受払計画等報告書（変更）	変更する予定年月日の前月の25日まで	既に提出した上記6の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法第67条第1項 国規則第7条第15項
8. 核燃料物質輸入（輸出）実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1ヵ月前。輸入にあつては開梱1ヵ月前又は施設到着日の2週間前のいずれか早い方	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に、相手国名及び予定数量等について報告	法第67条第1項 国規則第7条第17項
9. 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	法第61条の3第4項 国規則第1条の3